

電波伝搬障害防止事務処理規程（平成23年2月25日総基第3号通達）の一部を次のように改正する。

目次中「図画」を「図面」に、「第32条」を「第32条の2」に改める。

第2条中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号を第14号とする。

第8条中「第45条別添8の伝搬障害の判定基準」を「別添8に規定する伝搬障害の判定の基準」に改める。

第12条第1項中「命令書」を「通知書」に改める。

第15条第2項中「から第4条」を「及び第4条」に改める。

第18条第1項を次のように改める。

施行令第9条第1項の規定による防止区域を表示する図面又は防止区域が記録された電磁的記録媒体（以下「電磁的記録媒体」という。）は、関係行政機関等の建築基準行政事務を担当する課の長に様式6の2の通知書により送付するものとする。

第20条中「閲覧又は」及び「又は普通無線通信等免許人」を削る。

第29条第1項中「予定工事届」の次に「又は高層建築物等変更届（第28条第2項に規定する届出の場合を含む。）」を、「当該高層部分」の次に「(高層建築物等変更届に係る場合にあつては、その変更後の高層部分)」を加え、同条第3項中「第45条別添8」を「別添8」に改める。

第4章中第32条の次に次の一条を加える。

（工事計画届に係る高層建築物等変更届の受付等）

第32条の2 第26条から第31条までの規定は、法第102条の3第6項において準用する同条第2項の規定による届出があつた場合について準用する。

第40条中「、第37条、第38条又は前条」を「から前条まで」に改める。

第45条中「、同条第3号、法第112条第5号、法第113条第22号、同条第23号、法第114条第2号及び法第116条第20号」を「若しくは第3号、第112条第5号、第113条第23号若しくは第24号、第114条第2号又は第116条第22号」に改める。

第50条第2項中「した上で、情報通信技術利用法施行規則第6条に基づき事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法、又は図面等を窓口等適宜の場所に備え付け、閲覧窓口制度により一般への閲覧に供するものと」を削り、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、同条第4項中「から前項まで」を「及び第2項」に、「第1項及び第3項」を「これらの規定」に、「とあるのは」を「とあるのは、」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「図面等を閲覧した者」を「提供を受けた者」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定により入力した電波伝搬路の情報は、防止区域を表示する図面等の縦覧に準じて、一般に提供するものとし、第19条及び第20条の規定を準用する。

様式1を次のように改める。

様式 1 (第 3 条、第 1 6 条及び第 1 7 条関係)

〇〇〇〇 第 X X 号
□□ X X 年 X X 月 X X 日

伝搬障害防止区域の(指定・指定変更・指定解除)願

総務大臣殿

住所 〒

氏名 印
電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

長
辺

伝搬障害防止区域の(指定・指定変更・指定解除)について

下記の電波伝搬路について、伝搬障害防止区域の(指定・指定変更・指定解除)を願いたく、別添のとおり資料を提出します。

記

(指定・変更・解除)を希望する電波伝搬路

電波伝搬路の名称	周波数帯	無線局の目的	理由	備考
〇〇~〇〇	〇〇GHz	〇〇〇用	(例) 無線区間新設のため	(注 1) (注 5)

短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番)

- 注 1 指定変更願又は指定解除願の場合は、備考欄に免許番号及び免許年月日を記載すると共に、備考欄に当該変更又は解除に係る告示番号及びその年月日を記載すること。
- 2 反射板がない場合は、別添 2 の添付を要しないものとする。
- 3 指定解除願の場合は、別添の添付を要しないものとする。
- 4 不要な文字を削除すること。
- 5 同一電波伝搬路を共用する他免許人等がある場合は、当該免許人等名を記載し、また指定変更願及び指定解除の場合は当該願を同適用する当該免許人名を記載すること。

(別添1)

防止予定区域管理票(1)

免許人名		ルート番号 □-□□□-□□□□□		
局番号	局番号 1	局番号 5		
免許の番号	号		号	
免許年月日	年 月 日	年 月 日		
固定局名(漢字)				
固定局名(カナ)				
使用周波数 占有周波数帯幅				
都道府県名 設置場所住所				
空中線位置	<input type="checkbox"/> 個別0	<input type="checkbox"/> 代表(鉄塔中心)1	<input type="checkbox"/> 個別0 <input type="checkbox"/> 代表(鉄塔中心)1	
空中線位置 (注1)	<input type="checkbox"/> 緯度経度	E ° ' " 誤差(") N ° ' " 誤差(")	E ° ' " 誤差(") N ° ' " 誤差(")	
	<input type="checkbox"/> XY座標値	原点 X m 誤差(m) () Y m 誤差(m)	原点 X m 誤差(m) () Y m 誤差(m)	
下り方向	空中線口径	m		
	空中線種別等	送信空中線 → (偏波) → 受信空中線		
	空中線地上高	m 誤差(m)		
	空中線海拔高	m 誤差(m)		
	(注2) 補正值	<input type="checkbox"/> 空中線中心補正值 補正角	° ' " m	
		<input type="checkbox"/> X値・Y値補正值	X m Y m	X m Y m
	(注2) SD1	SD1間隔	SD1 m	SD1 m
		<input type="checkbox"/> SD1中心補正值 補正角	° ' " m	
	(注2) SD2	<input type="checkbox"/> X値・Y値補正值	X m Y m	X m Y m
		SD2間隔	SD2 m	SD2 m
	(注2) SD1	<input type="checkbox"/> SD2中心補正值 補正角	° ' " m	
		<input type="checkbox"/> X値・Y値補正值	X m Y m	X m Y m
上り方向	下り方向に同じ	<input type="checkbox"/>		
	空中線口径	m		
	空中線種別等	受信空中線 ← (偏波) ← 送信空中線		
	空中線地上高	m 誤差(m)		
	空中線海拔高	m 誤差(m)		
	(注2) 補正值	<input type="checkbox"/> 空中線中心補正值 補正角	° ' " m	
		<input type="checkbox"/> X値・Y値補正值	X m Y m	X m Y m
	(注2) SD1	SD1間隔	SD1 m	SD1 m
		<input type="checkbox"/> SD1中心補正值 補正角	° ' " m	
	(注2) SD2	<input type="checkbox"/> X値・Y値補正值	X m Y m	X m Y m
		SD2間隔	SD2 m	SD2 m
	(注2) SD1	<input type="checkbox"/> SD2中心補正值 補正角	° ' " m	
<input type="checkbox"/> X値・Y値補正值		X m Y m	X m Y m	
A/D識別	<input type="checkbox"/> 伝送方式	局間距離	誤差(m)	
指定範囲 (局番号1の局からの距離)	~ ~ ~			
告示	番号			
備考	(注4)			

- 注1 空中線位置については、緯度経度又はXY座標値(測量法に規定する平面直角座標系)の一方を選択し、記載し、緯度経度又はXY座標値は±1m以内の精度とすること。
- 2 空中線位置又はSD空中線位置に係る補正値を記入する必要がある場合は、中心補正值・中心補正角又はX値・Y値(測量法に規定する平面直角座標系)補正値の一方を選択し、記載すること。
- 3 空中線位置を算出した際に使用した測定方法について、備考欄に①実測、②1/25000、③1/10000、④1/5000、⑤1/2500、⑥不明、別に記載すること。なお、①は現地測量の結果である場合、②～⑤は当該縮尺の地図から算出した場合、⑥は既出のデータで算出時の経緯が不明(既設無線局の場合等)な場合である。

(別添2)

防止予定区域管理票(2)(反射板情報)

免許人名		ルート番号 □-□□□-□□□□□	
局番号	局番号2	局番号3	
反射板名(漢字)			
反射板名(カナ)			
都道府県名			
設置場所住所			
反射板位置	□個別0 □代表(鉄塔中心)1		□個別0 □代表(鉄塔中心)1
(注1) 反射板位置	□緯度経度	E ° ' " 誤差(") N ° ' " 誤差(")	E ° ' " 誤差(") N ° ' " 誤差(")
	□XY座標値	原点() X m 誤差(m) Y m 誤差(m)	原点() X m 誤差(m) Y m 誤差(m)
反射板対角径		m	
反射板地上高		m 誤差(m)	
反射板海拔高		m 誤差(m)	

局番号	局番号4	備考(注2)	
反射板名(漢字)			
反射板名(カナ)			
都道府県名			
設置場所住所			
反射板位置	□個別0 □代表(鉄塔中心)1		
(注1) 反射板位置	□緯度経度	E ° ' " 誤差(") N ° ' " 誤差(")	
	□XY座標値	原点() X m 誤差(m) Y m 誤差(m)	
反射板対角径		m	
反射板地上高		m 誤差(m)	
反射板海拔高		m 誤差(m)	

注1 反射板位置については、緯度経度又はXY座標値(測量法に規定する平面直角座標系)の一方を選択し、記載すること。

2 反射板位置を算出した際に使用した測定方法について、備考欄に①実測、②1/25000、③1/10000、④1/5000、⑤1/2500、⑥不明、別に記載すること。なお、①は現地測量の結果である場合、②～⑤は当該縮尺の地図から算出した場合、⑥は既出のデータで算出時の経緯が不明(既設無線局の場合等)な場合である。

様式3を次のように改める。
様式3（第11条、第16条及び第17条関係）

長
辺

〇〇〇 第 XX 号 □□XX年XX月XX日				
総合通信基盤局長 殿 (電波部基幹通信課)				
○ ○総合通信局長 (注1)				
伝搬障害防止区域の（指定・指定変更・指定解除・変更処理）について				
標記について、（申請者又は免許人名）から下記の電波伝搬路に係る伝搬障害防止区域の（指定・指定変更・指定解除）願の提出があり、審査の結果、伝搬障害防止区域の（指定・指定の変更・指定の解除・変更の処理）を要すると認められるので、電波伝搬障害防止事務処理規程第52条の規定に基づき、下記の資料を添えて報告します。				
記				
1 申請者又は免許人名、電波伝搬路の名称等				
申請者又は 免許人名	免許番号	電波伝搬路の名称	周波数帯	無線局の目的
2 添付資料				
(1) 防止区域指定等審査表				
(2) 防止予定区域における電波伝搬路の拡大見通し図				
(3) 建築計画等との障害検討結果				
(4) 関係行政機関の意見				

短 辺（日本工業規格A列4番）

- 注1 「〇〇総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては「沖縄総合通信事務所長」とすること。
2 指定変更に係る報告の場合は、上記2(2)及び(3)の資料については変更のあったものを添付すること。
3 指定解除に係る報告の場合は、上記2(2)及び(3)の資料の添付を要しない。
4 指定変更は無く総合無線局監理システムの変更処理に係る報告の場合は、注2及び関係する資料を添付すること。
5 不要の文字を削除すること。

防止区域指定等審査表(指定・変更・解除)

申請者又は免許人名		指 定	変 更	解 除
電波伝搬路の名称				
無線局の目的	<input type="checkbox"/> 電気通信業務用 <input type="checkbox"/> 放送業務用 <input type="checkbox"/> 人命・財産の保護用 <input type="checkbox"/> 気象業務用 <input type="checkbox"/> 電気供給業務用 <input type="checkbox"/> 列車運行業務用	<input type="checkbox"/> 水防・消防用 <input type="checkbox"/> 防災行政用 <input type="checkbox"/> 航空保安用 <input type="checkbox"/> 海上保安用 <input type="checkbox"/> 警察用 <input type="checkbox"/> 治安維持用		
使用周波数は890MHz以上か				—
指定区域の クリアランス	4.5m以上か 4.5m以上であるが、都市計画法等その他法令に係る建築物による伝搬障害が発生する見込みである場合、実際に障害が発生するまでの間当該障害発生見込み部分を除外した防止区域の指定を希望しているかどうか			—
既存の高層建築物等による近傍判定又は第1次判定の結果が障害なしか				—
伝搬路及び防止予定区域を記載の地図が添付されているか				—
地図には伝搬路の位置及び距離並びに防止予定区域が正確に記入されているか				—
指定回線の設置場所、使用周波数及び海拔高等は免許内容と相違ないか				—
関係行政機関の意見は支障なしであるか				—
指定時の告示	平・昭 年第 号 項 区分			
変更時の告示(1回目の変更)	平・昭 年第 号 項 区分			
変更時の告示(2回目の変更)	平・昭 年第 号 項 区分			
その他(注2)				
◎上記各項目の審査の結果  指定、変更、解除 できる。 / できない。				

注1 「〇〇総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては「沖縄総合通信事務所長」とすること。

2 参考となる情報を記載すること。

様式 1 1 及び様式 1 2 を次のように改める。
様式 1 1 (第 3 0 条関係)

長 辺	〇〇〇〇第××××号 □□××年××月××日
重要無線通信障害原因となる旨の通知書	
(建築主又は請負人) 殿	
総 務 大 臣 ㊟	
□□〇〇年〇〇月〇〇日付け(文書番号がある場合は、その番号を記載する。)の(高層建築物等予定工事届・高層建築物等変更届)(場所)に係る事項を検討した結果、その高層部分は、下記のとおり重要無線通信障害原因となると認められるので、電波法第 1 0 2 条の 5 第(注 1)項の規定により通知する。	
記	
1 障害となる重要無線通信の免許人及びその電波伝搬路 2 障害原因部分 別紙のとおり(注 2) 3 障害原因となる理由 4 その他必要な事項 行政事件訴訟法第 4 6 条第 2 項及び行政不服審査法第 5 7 条第 1 項により次のことを教示する。 この処分について不服があるときは、総務大臣に対し、処分のあった事を知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に異議申立てをすることができる。 なお、この処分については、電波法第 9 6 条の 2 の規定により、異議申立てに対する決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。	
参 考 1 電波法第 1 0 2 条の 6 の規定により、この通知を受けた日から 2 年間は、この通知に係る障害原因部分に係る工事を行ってはならないことになっている。 2 参照条文 (注 3)	

短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番)

- 注 1 建築主宛ての場合は「第 1 項及び第 2 項」と、請負人宛ての場合は「第 3 項」と記載すること。
注 2 別紙として、重要無線通信障害の有無を判定する際に使用した見通図、平面図及び立面図を添付すること。
注 3 法第 1 0 2 条の 6 及び第 1 0 2 条の 7 を記載すること。

〇〇〇〇第××××号
□□××年××月××日

重要無線通信障害原因となる旨の通知書

(免許人) 殿

総 務 大 臣 ㊟

下記の建築主から届出(□□〇〇年〇〇月〇〇日付け(文書番号がある場合は、その番号を記載する。))の
あった高層建築物等は、貴所属(〇〇〇~〇〇〇)固定局間の重要無線通信障害原因となると認められるので、
電波法第 102 条の 5 第 3 項の規定により通知する。

記

- | | | | |
|---|---------------------------|----|---|
| 1 | 建築主の氏名又は名称及び住所 | 電話 | 番 |
| 2 | 工事請負人の氏名又は名称及び住所 | 電話 | 番 |
| 3 | 敷地の位置(地名、地番) | | |
| 4 | 高層建築物等の最高部の地表高及び海拔高 | | |
| 5 | 高層部分の構造及び主要材料 | | |
| 6 | 高層部分の形状及び障害原因部分 別紙のとおり(注) | | |
| 7 | その他 | | |

短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番)

注 別紙として、重要無線通信障害の有無を判定する際に使用した見通図、平面図及び立面図を添付すること。

長
辺

様式16から様式18までを次のように改める。
様式16（第33条関係）

長
辺

		〇〇〇〇 第 XX 号
		□□XX年XX月XX日
伝搬障害防止の協議に関するあっせん申出書		
総務大臣殿		
住所 〒		(注)
氏名		印
電話番号		〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
電波法第102条の7第2項の規定に基づき、下記内容について、あっせんを申出します。		
記		
1 重要無線通信障害原因となる旨の通知書の年月日及び番号		
2 協議の相手方の氏名又は名称及び住所		
3 あっせん申出の事由		
4 相手方との協議の経緯		
5 意見又は希望		
6 参考事項		

短 辺（日本工業規格A列4番）

注 代理人を選任する場合は、申出者記入欄下部に、代理人住所、氏名、職業及び電話番号を記載し、押印すること。

〇〇〇〇第 X X X X 号
□□ X X 年 X X 月 X X 日

伝搬障害防止の協議に関するあっせん申出の通知書

(あっせん申出の相手方) 殿

総 務 大 臣 ㊟

長
辺

電波法第 102 条の 7 第 2 項の規定に基づき、下記のとおりあっせんの申出があったので、通知する。

記

1 あっせん申出の内容等

別紙のとおり (注)

2 代理人への委任

本件協議に関して、代理人を選任する場合には、代理人住所、氏名、職業及び電話番号を記載し、押印した委任状を提出すること。

短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番)

注 別紙として申出人から提出された伝搬障害防止の協議に関するあっせん申出書の写し及び関係書類を添付すること。

〇〇〇〇第 X X X X 号
□□ X X 年 X X 月 X X 日

伝搬障害防止の協議に関するあっせんの意見聴取出頭通知書

(双方の当事者) 殿

総 務 大 臣 ㊟

電波法第 102 条の 7 第 2 項の規定に基づき、あっせんを行うために意見を聴取するので、下記により出頭されたい。

記

- 1 重要無線通信障害となる旨の通知書の年月日及び番号
- 2 日時
- 3 場所
- 4 主宰者
- 5 意見聴取立会者

長
辺

短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番)

様式28から様式30までを次のように改める。
様式28（第49条関係）

	〇〇〇〇第××××号 □□××年××月××日
	重要無線通信障害原因となる可能性がある旨の通知書
	（建築主） 殿
	〇〇総合通信局長 ㊟ （注1）
長 辺	□□〇〇年〇〇月〇〇日付け（文書番号がある場合は、その番号を記載する。）の伝搬障害可能性判定依頼書（場所）に係る事項を検討した結果、その高層部分は、重要無線通信障害原因となる可能性があると認められるので、通知する。
	記
	1 障害が起こる可能性がある重要無線通信の免許人及びその電波伝搬路
	2 障害原因となる可能性がある部分 別紙のとおり（注2）
	3 障害原因となる可能性があると認められる理由
	注 この通知は、電波法第102条の5に基づく障害の発生の判定を通知するものではない。

短 辺（日本工業規格A列4番）

- 注1 「〇〇総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては「沖縄総合通信事務所長」とすること。
2 別紙として、重要無線通信障害原因の可能性を判定する際に使用した見通図、平面図及び立面図を添付すること。

〇〇〇〇第 X X X X 号
□□ X X 年 X X 月 X X 日

重要無線通信障害原因となる可能性がある旨の通知書

(免許人) 殿

〇〇 総合通信局長 ㊟
(注 1)

長 下記の建築主から伝搬障害可能性判定依頼 (□□〇〇年〇〇月〇〇日付け (文書番号がある場合は、その番
辺 号を記載する。)) のあった高層建築物等については、貴所属 (〇〇〇~〇〇〇) 固定局間の重要無線通信障害
原因となる可能性があるとして認められるので、通知する。

記

- | | | | |
|---|------------------------|--------------|---|
| 1 | 建築主の氏名又は名称及び住所 | 電話 | 番 |
| 2 | 敷地の位置 (地名、地番) | | |
| 3 | 高層建築物等の最高部の地表高及び海拔高 | | |
| 4 | 高層部分の構造及び主要材料 | | |
| 5 | 高層部分の形状及び障害原因の可能性のある部分 | 別紙のとおり (注 2) | |
| 6 | その他 | | |

注 この通知は、電波法第 102 条の 5 に基づく障害の発生の判定を通知するものではない。

短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番)

- 注 1 「〇〇総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては「沖縄総合通信事務所長」とすること。
2 別紙として、重要無線通信障害原因の可能性を判定する際に使用した見通図、平面図及び立面図を添付すること。

〇〇〇〇 第 XX 号
□□XX年XX月XX日

電波伝搬路の情報 (掲載・掲載変更・掲載削除) 願

総務大臣 殿

住所 〒

氏名
電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 印

電波伝搬路の情報 (掲載・掲載変更・掲載削除) について

下記の電波伝搬路情報について、伝搬障害防止区域図面 (への掲載・の掲載変更・からの掲載削除) を願いたく、別添のとおり資料を提出します。

記

(掲載・掲載変更・掲載削除) を希望する電波伝搬路

電波伝搬路の名称	周波数帯	無線局の目的	理由	備考
〇〇~〇〇	〇〇GHz	〇〇〇用 (注 1)	(例) 無線区間新設のため	(注 2)

短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番)

- 注 1 電気通信業務用、放送業務用、人命・財産の保護用 (水防・消防用、防災行政用、航空保安用、海上保安用、海上保安用、警察用、治安維持用のいずれかについても併せて記載すること)、気象業務用、電気供給業務用、列車運行業務用、ガス業務用、水道業務のいずれかを記載すること。
- 2 備考欄に免許番号及び免許年月日を記載すること。
- 3 反射板がない場合は、別添 2 の添付を要しないものとする。
- 4 掲載削除願の場合は、別添の添付を要しないものとする。
- 5 不要の文字を削除すること。

長
辺

(別添1)

電波伝搬路情報管理票(1)

免許人名		ルート番号 □-□□□-□□□□□		
局番号	局番号 1	局番号 5		
免許の番号	号		号	
免許年月日	年 月 日	年 月 日		
固定局名(漢字)				
固定局名(カナ)				
使用周波数 占有周波数帯幅				
都道府県名 設置場所住所				
空中線位置	<input type="checkbox"/> 個別0	<input type="checkbox"/> 代表(鉄塔中心) 1	<input type="checkbox"/> 個別0 <input type="checkbox"/> 代表(鉄塔中心) 1	
空中線位置 (注1)	<input type="checkbox"/> 緯度経度	E ° ' " 誤差(") N ° ' " 誤差(")	E ° ' " 誤差(") N ° ' " 誤差(")	
	<input type="checkbox"/> XY座標値	原点 X m 誤差(m) () Y m 誤差(m)	原点 X m 誤差(m) () Y m 誤差(m)	
下り方向	空中線口径	m		
	空中線種別等	送信空中線 → (偏波) → 受信空中線		
	空中線地上高	m 誤差(m)		
	空中線海拔高	m 誤差(m)		
	(注2) 補正值	<input type="checkbox"/> 空中線中心補正值 補正角	° ' " m	
		<input type="checkbox"/> X値・Y値補正值	X m Y m	X m Y m
	(注2) SD1	SD1間隔	SD1 m	SD1 m
		<input type="checkbox"/> SD1中心補正值 補正角	° ' " m	
	(注2) SD2	<input type="checkbox"/> X値・Y値補正值	X m Y m	X m Y m
		SD2間隔	SD2 m	SD2 m
	(注2) SD1	<input type="checkbox"/> SD2中心補正值 補正角	° ' " m	
		<input type="checkbox"/> X値・Y値補正值	X m Y m	X m Y m
上り方向	下り方向に同じ	<input type="checkbox"/>		
	空中線口径	m		
	空中線種別等	受信空中線 ← (偏波) ← 送信空中線		
	空中線地上高	m 誤差(m)		
	空中線海拔高	m 誤差(m)		
	(注2) 補正值	<input type="checkbox"/> 空中線中心補正值 補正角	° ' " m	
		<input type="checkbox"/> X値・Y値補正值	X m Y m	X m Y m
	(注2) SD1	SD1間隔	SD1 m	SD1 m
		<input type="checkbox"/> SD1中心補正值 補正角	° ' " m	
	(注2) SD2	<input type="checkbox"/> X値・Y値補正值	X m Y m	X m Y m
		SD2間隔	SD2 m	SD2 m
	(注2) SD1	<input type="checkbox"/> SD2中心補正值 補正角	° ' " m	
<input type="checkbox"/> X値・Y値補正值		X m Y m	X m Y m	
A/D識別	<input type="checkbox"/> 伝送方式	局間距離	誤差(m)	
備考	(注3)			

- 注1 空中線位置については、緯度経度又はXY座標値(測量法に規定する平面直角座標系)の一方を選択し、記載し、緯度経度又はXY座標値は±1m以内の精度とすること。
- 2 空中線位置又はSD空中線位置に係る補正值を記入する必要がある場合は、中心補正值・中心補正角又はX値・Y値(測量法に規定する平面直角座標系)補正值の一方を選択し、記載すること。
- 3 空中線位置を算出した際に使用した測定方法について、備考欄に①実測、②1/25000、③1/10000、④1/5000、⑤1/2500、⑥不明、別に記載すること。なお、①は現地測定の結果である場合、②～⑤は当該縮尺の地図から算出した場合、⑥は既出のデータで算出時の経緯が不明(既設無線局の場合等)な場合である。

(別添2)

電波伝搬路情報管理票(2)(反射板情報)

免許人名		ルート番号 □-□□□-□□□□□	
局番号	局番号2	局番号3	
反射板名(漢字)			
反射板名(カナ)			
都道府県名			
設置場所住所			
反射板位置	<input type="checkbox"/> 個別0 <input type="checkbox"/> 代表(鉄塔中心)1		<input type="checkbox"/> 個別0 <input type="checkbox"/> 代表(鉄塔中心)1
(注1) 反射板位置	<input type="checkbox"/> 緯度経度	E ° ' " 誤差(") N ° ' " 誤差(")	E ° ' " 誤差(") N ° ' " 誤差(")
	<input type="checkbox"/> XY座標値	原点() X m 誤差(m) Y m 誤差(m)	原点() X m 誤差(m) Y m 誤差(m)
反射板対角径		m	
反射板地上高		m 誤差(m)	
反射板海拔高		m 誤差(m)	
局番号	局番号4	備考(注3)	
反射板名(漢字)			
反射板名(カナ)			
都道府県名			
設置場所住所			
反射板位置	<input type="checkbox"/> 個別0 <input type="checkbox"/> 代表(鉄塔中心)1		
(注1) 反射板位置	<input type="checkbox"/> 緯度経度	E ° ' " 誤差(") N ° ' " 誤差(")	
	<input type="checkbox"/> XY座標値	原点() X m 誤差(m) Y m 誤差(m)	
反射板対角径		m	
反射板地上高		m 誤差(m)	
反射板海拔高		m 誤差(m)	

注1 反射板位置については、緯度経度又はXY座標値(測量法に規定する平面直角座標系)の一方を選択し、記載すること。

2 反射板位置を算出した際に使用した測定方法について、備考欄に①実測、②1/25000、③1/10000、④1/5000、⑤1/2500、⑥不明、別に記載すること。なお、①は現地測量の結果である場合、②～⑤は当該縮尺の地図から算出した場合、⑥は既出のデータで算出時の経緯が不明(既設無線局の場合等)な場合である。

附 則
この通達は、平成24年4月2日から実施する。